

第5章 事業計画

平成26年8月21日版

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定における国の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられており、事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を記載することとなっています。

区域の設定は各自治体の裁量に任されており、各地域の子どもの数や地理的条件、交通事情、資源の状況等を踏まえ設定していく必要があります。

【国の区域設定における考え方】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針案)

- 地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

(2) 教育・保育提供区域の設定の考え方

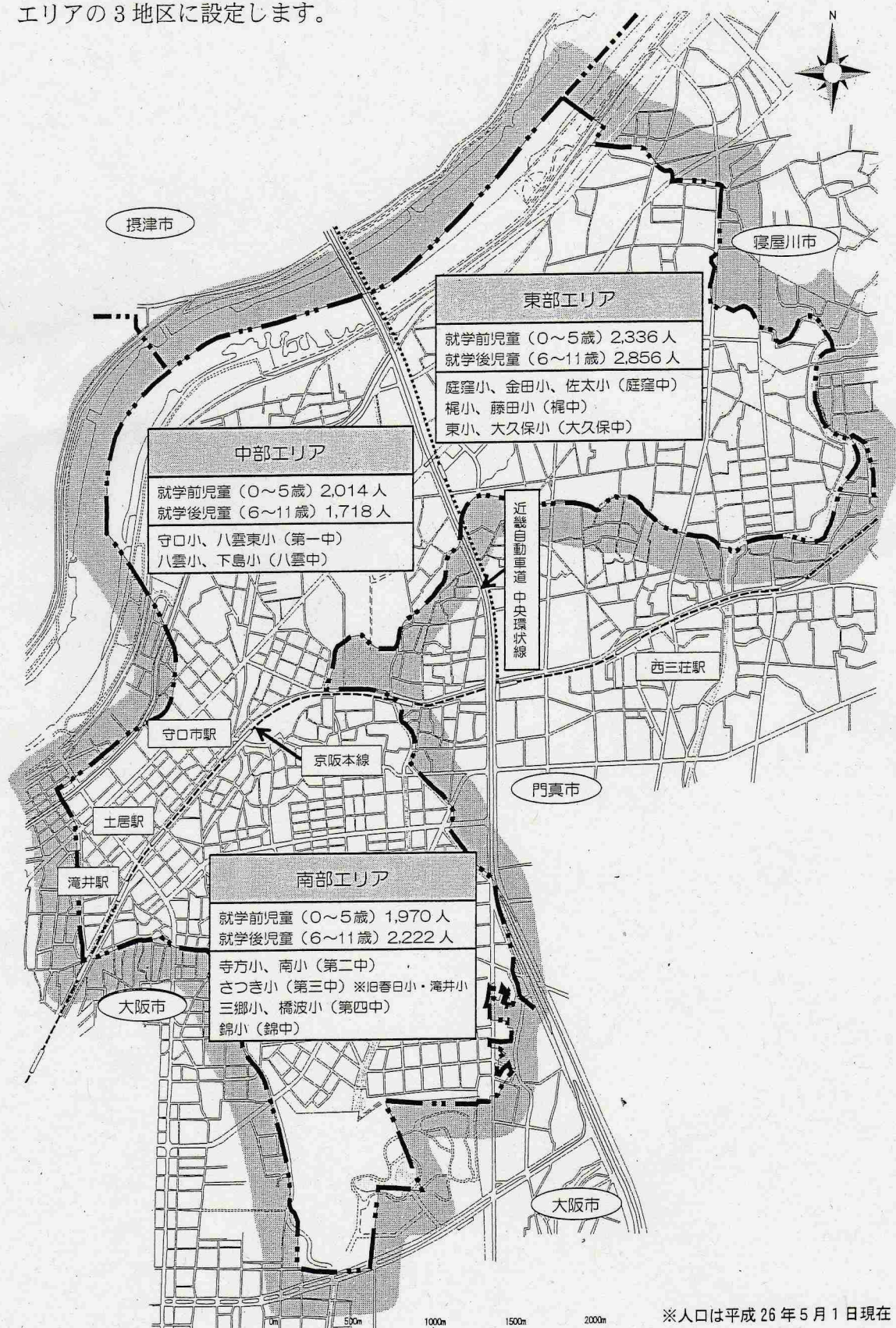
教育・保育の提供区域の設定にあたっては、国の考え方に加え、以下のポイントについても考慮することが必要です。

【区域設定で踏まえるべきポイント】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①事業量の区域単位として適切な規模か | ②事業の利用実態を反映しているか |
| ・区域内の児童数や面積は適切な規模か | ・保護者の移動状況を踏まえているか |
| ・区域内の教育・保育施設の整備状況に | ・設定した区域内で事業の展開が可能か |
| 大きな差がないか | ・既存事業の考え方とマッチしているか |
| ・区域ごとに事業量の見込み算出が可能か | |
| ・区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか | |

(3) 本市における教育・保育提供区域

守口市における教育・保育提供区域を、地理的条件、幹線道路や鉄道路線など交通環境、子どもの人口及び教育・保育施設の分布状況等を踏まえ、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。



2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

・子ども・子育て支援給付

認定こども園、保育園、幼稚園

・地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

教育・保育の量の見込みと内容・実施時期

・各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

認定区分ごと及び特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(単位：人)	平成 25 年度（実績）			平成 27 年度			平成 28 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み （必要利用定員総数）									
②確保 の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）			今後検討					
	地域型保育事業								
差（②－①）									

(単位：人)	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし
①量の見込み （必要利用定員総数）									
②確保 の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	今後検討							
	地域型保育事業								
差（②－①）									

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期

①利用者支援事業【新規】	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨延長保育事業
③妊婦健康診査	⑩病児保育事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
⑤養育支援訪問事業	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
⑥子育て短期支援事業	⑫実費徴収に係る補足給付事業【新規】
⑦ファミリー・サポート・センター事業	⑬多様な主体の新制度への参入促進事業 【新規】
(子育て援助活動支援事業)	

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと内容・実施時期

・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。	
--	--

(ア) 時間外保育事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

(イ) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

(ウ) 子育て短期支援事業

(単位：人泊)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

(エ) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

(オ) 一時預かり事業

■幼稚園の預かり保育

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

■2号認定による定期的利用

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

■その他

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

(カ) 病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②－①)	—					

(キ) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(ク) 利用者支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(ケ) 妊婦健診

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(コ) 乳児全戸訪問事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(サ) 養育支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めることとされている。

※ 任意記載事項

5. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

6. 専門的な技術を要する支援に関する都道府県との連携

7. 労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備に関する施策との連携